

日本ペレットストーブ工業会 会則 (変更案)

会則変更案です。会則変更には第18条及び第34条の規定により
総会決議が必要です。(総議決権数の2/3以上)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本ペレットストーブ工業会(Pellet Stove Industry Association Japan 略称「PSJ」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜県下呂市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ペレットストーブ及び木質ペレットに関する調査研究、規格・基準の作成、行政施策についての提言、講習会の開催等を通じ、消費者の安全及び快適性を確保し、ペレットストーブ業界の健全な発展を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ペレットストーブの生産、流通、貿易、及び利用消費に関する調査
- (2) ペレットストーブに係る環境保全、安全性の確保等、ペレットストーブの品質・性能の高度化に関する研究の推進
- (3) ペレットストーブに関する規格・基準の作成及び普及のための施策の立案並びに推進
- (4) ペレットストーブ及び木質ペレット産業に関する行政施策についての提言及び参画
- (5) ペレットストーブに関する検定、講習会等の実施
- (6) ペレットストーブ業界の企業経営の高度化及び健全化の確保のための施策の立案並びに推進
- (7) ペレットストーブに関する広報資料の作成及び展示会の開催又は展示会への参加
- (8) ペレットストーブに関する専門家の派遣・招請、情報資料の交換等国際交流の推進
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する法人、団体又は個人であって、次条の規定により本会の会員になった者をもって構成する。

2 本会の会員は、次の3種とする。

(1) メーカー会員

日本国内でペレットストーブの製造又は輸入を行う法人、団体又は個人
ペレットストーブの定義は別に定める

(2) ディーラー会員

日本国内でペレットストーブの販売又は施工を行う法人、団体又は個人

(3) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人、団体又は個人

—3項を新設—

3 本会の会員が、前項の会員区分を変更する場合、例えばディーラー会員からメーカー会員に変更する場合、または、賛助会員がメーカー会員もしくはディーラー会員に変更する場合は、別に定める変更届により理事会の承認を受け、入会金及び年会費等の差額を支払わなければならない。ただし、会員都合によるメーカーからディーラー会員及び賛助会員への変更についての差額返金は行わない。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、会長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、メーカー会員並びにディーラー会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び報告、並びに収支予算・決算の審議承認
- (2) 会則の変更
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散
- (7) その他総会で決議するものとしてこの会則で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第15条 総会員数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、メーカー会員1名につき5個とする。ディーラー会員については1名につき1個とする。なお、賛助会員は議決権を有しない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有するメーカー会員並びにディーラー会員が出席し、出席したメーカー会員並びにディーラー会員の議決権の過半数をもって行う。なお、欠席会員の議決権は、委任状をもってこれに替えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、メーカー会員並びにディーラー会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。役員はメーカー会員並びにディーラー会員から選出する。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この会則で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、あらかじめ理事会において定める代行順位により、会長の職務を代行する。

4 理事は、理事会において別に定めるところにより、この団体の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この団体の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了するまでとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 収支決算

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第34条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 本会は、総会の決議で定められた事由により換算する。

(残余財産の帰属)

第36条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、理事会で定めるものに帰属する。

第9章 補則

(実施細則)

第37条 この会則の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

1 本会の設立時の会員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

河西 広実 有限会社河西 代表取締役社長
神奈川県海老名市中野1-11-39

佐藤 博巳 北越融雪株式会社 常務取締役
新潟県十日町市尾崎221-2

竹平 政男 有限会社シモタニ 代表取締役
岐阜県下呂市萩原町上村853-1

西村 孝 株式会社西村精工 代表取締役
富山県南砺市天神56

笹本 貴之 株式会社ECO テック 取締役
山梨県甲府市貢川1-2-15

2 本会の設立時の会長は、設立時の理事の互選によって選定する。

3 平成27年度の事業年度は、平成27年7月31日から平成28年3月31日までとする。

4 本会の入会金及び年会費は、第7条の規定に関わらず、以下のとおりとする。

(1) 入会金

メーカー会員：1口につき、100,000円で1口以上

~~ディーラー会員：1口につき、10,000円で1口以上~~

~~ディーラー会員：0円~~ —— 附則4（1）入会金 ディーラー会員0円に修正——

賛助会員：0円

(2) 年会費

メーカー会員：1口につき、~~150,000円で1口以上~~

~~1口につき、200,000円で1口以上~~

—— 附則4（2）年会費 メーカー会員の年会費150,000円を200,000円に修正——

ディーラー会員：1口につき、20,000円で1口以上

賛助会員：1口につき、80,000円で1口以上

5 会則の変更

・2016年10月13日に一部を改定（第5条：本会の会員）

（第11条：構成）

（第17条：議決権）

（第18条：決議）

（第20条：役員の設置）

（附則4：入会金及び年会費）

（附則5：会則の変更）

・2018年6月28日に一部を改定（附則4-（2）：メーカー会員年会費）

（附則5：会則の変更）

・2019年6月5日に一部を改定（第5条：本会の会員 第3項新設挿入）

（附則4（1）及び（2）：

ディーラー会員入会金及びメーカー会員年会費を変更

（附則5：会則の変更）